

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施 設 名	香川県オリーブ公園	所在地	小豆郡小豆島町西村甲1941番地1
設置目的	県花県木であるオリーブに関する知識の普及を図るとともに、県民の憩いの場として供する。		
規 模	面積3ha	設置年月日	昭和63年5月6日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	一般財団法人 小豆島オリーブ公園	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
委託業務の内容	1. 公園内の植栽樹木、芝生等の維持管理 2. 園内施設の清掃、保守点検、警備、修繕、備品管理 3. 帳簿記帳 4. 保険加入 5. 県との協議、連携 6. 施設利用の許可、禁止及び制限に関する業務 7. オリーブに関する知識の普及 8. その他業務	県からの委託料	令和3年度 13,400千円 令和4年度 13,400千円 令和5年度 13,400千円 令和6年度 13,400千円 令和7年度 13,400千円
導入効果	① サービス水準の維持・向上 ・施設を年中無休化 ・利用促進のため、パンフレットの作成配布やホームページによるイベント情報発信の実施 ・自主事業の実施 ② 経費の節減 指定管理者導入前と比べ、年間約1,700千円の節減 ③ 施設管理、法令等の遵守等 仕様書等に定める水準を実施 条例、規則、消防関係法令及び労働関係法令の遵守		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理 由	次の理由により、県直営ではなく、指定管理制度により管理を行うのが適当である。 ①隣接する町有施設（小豆島町オリーブ公園、健康生きがい中核施設）と一体的に管理運営を行うのが効率的であること。 ②オリーブの栽培管理作業に精通した作業員が常時必要であること。 ③費用対効果の点からも、指定管理方式が優れていること。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	次の理由により、引き続き非公募とし、（一財）小豆島オリーブ公園を指定管理者とするのが適当である（県「指定管理者制度の導入等に関する基本方針」Ⅳ2（1）） ①小豆島町は、隣接する町有施設の管理運営について、令和8年度からも引き続き非公募により（一財）小豆島オリーブ公園を指定管理者とする予定であること。 ②隣接する町有施設と一体的に管理運営を行うことにより、円滑かつ効率的な施設運営と経費節減を図ることができること。 ③（一財）小豆島オリーブ公園はオリーブの栽培管理作業に精通した作業員を有していること。 ④平成18年度からの現行の県の指定管理において、同財団は施設管理等の業務を適切に実施しており、特段問題となる点が無いこと。